

「県営中山間地域総合整備（生産基盤型）事業」に係る

環 境 配 慮 検 討 書

平成 12年 11月

三重県農林水産商工部

# 環境配慮検討書目次

1. 事業計画の名称、目的及び内容	-----	1
(1) 名称	-----	1
(2) 目的	-----	1
(3) 事業主体	-----	1
(4) 計画内容	-----	1
①計画地区の位置	-----	1
②建物・施設等の概要	-----	1
③土地利用計画	-----	1
④用水の使用計画	-----	1
⑤エネルギーの使用計画	-----	1
⑥雨水の排水計画	-----	1
⑦汚水の排水計画	-----	1
⑧工期	-----	1
(5) 関連事業計画	-----	1
(6) その他	-----	1
2. 事業計画地及びその周辺の概況	-----	2
(1) 環境の現況	-----	2
①気象	-----	2
②水象	-----	2
③大気質等	-----	2
④自然環境	-----	2
(2) 社会的条件の現況	-----	3
①交通の現況	-----	3
②土地利用の現況	-----	3
③水域利用の現況	-----	3
④生活関連施設の現況	-----	3
(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況	-----	4
①自然環境保全地域等の指定状況	-----	4
②土地利用の規制状況	-----	4

3. 事業計画地の選定理由	-----	4
4. 事業計画に対する環境配慮の内容	-----	5
(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮	-----	5
① エネルギーの有効利用に努めること	-----	5
② 資源の有効利用に努めること	-----	5
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること	-----	5
④ 廃棄物の適正処理に努めること	-----	5
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること	-----	5
(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮	-----	6
① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること	-----	6
② 地形・地質等の改変の抑止に努めること	-----	6
(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮	-----	7
① 現存する植生の保全と活用に努めること	-----	7
② 緑化に努めること	-----	7
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること	-----	7
④ 親水空間等の整備・創出に努めること	-----	7
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること	-----	7
⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	-----	7
(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ	-----	8

# 1. 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名 称	県営中山間地域総合整備（生産基盤型）事業 茅広江地区	
(2) 目 的	<p>本計画地区は、松阪市の南部1級河川櫛田川沿いに広がる中山間地域である。計画地域のほ場は、不整形かつ狭小であり営農に多大な労力を費やしている。また、後継者不足・耕作放棄地の増大など地域農業に危機感がある。本計画により、ほ場整備事業を推進し農地の集積と担い手農家の育成を図り農業経営の安定を図りたい。</p> <p>又、余剰時間を利用して地域振興し（朝市の拡大）を行い地域の活性化にも貢献したい。</p>	
(3) 事業主体	三重県 農林水産商工部 農山漁村振興課	
(4) 計画内容	① 計画地区の位置・面積等	松阪市広瀬町・茅原町下地内 受益面積 27.5ha
	② 建物・施設等の概要 〔用途、規模、面積、配置等〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水路 L=6.7km ベンチフリューム250～500型</li> <li>・排水路 L=4.7km 有孔フリューム400～500型 組立柵渠A型 (H) 600～900 (B) 1,200～3,000</li> <li>・多目的広場用地 A=2,440m<sup>2</sup></li> <li>・機械格納庫用地 A=600m<sup>2</sup></li> </ul>
	③ 土地利用計画	現況未整備農地38.1haを、大型機械の導入に合わせ、100m×30m区画(30a)を標準として整地を行う。これに合わせて、幹線道路全幅5mと全幅4mの農道、開水路による用水路、排水路を設置する。非農用地としては、多目的広場（農村公園）、機械格納庫用地を創設する。
	④ 用水の使用計画	櫛田川（1級河川）の2箇所ポンプ・ため池及び溪流により取水を行い、ほ場へ送水する。
	⑤ エネルギーの使用計画	
	⑥ 雨水の排水計画	計画地区に降る雨水の処理については、ほ場内排水路等を経由し櫛田川へ自然排水を行う。
	⑦ 汚水の排水計画	
	⑧ 工期	<ul style="list-style-type: none"> <li>着工の予定時期 平成14年 9月頃着工予定</li> <li>完工及び供用開始の予定時期 着工より5ヶ年で完成予定</li> </ul>
(5) 関連事業計画	該当なし	
(6) その他	該当なし	

## 2. 事業計画地及びその周辺の概況

### (1) 環境の現況

① 気 象	<p>平成9年度の松阪地区広域消防組合における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a. 気 温 : 年平均気温 15.6℃  b. 降水量 : 年平均 1,179mm  c. 最多風向 : 北西  d. 風 速 : 年平均 3.6m</p>
② 水 象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 分 布 : 計画地には1級河川櫛田川水系にある。  b. 流 量 : —  c. 水 位 : —</p>
③ 大気質等	<p>a. 大気質 : 事業による大気質等への影響はないと思われる。  b. 騒 音 : 騒音発生源がないことから、静穏な環境にあり、環境基準を満たしていると思われる。  c. 振 動 : 振動発生源がないことから、問題がないと思われる。  d. 水 質 : 上流に汚染の原因となるものは見受けられない。</p>
④ 自然環境	<p>a. 地形地質</p> <p>(a) 地 形 : 標高30～70mの平坦地及び傾斜地で、地形分類図によると扇状地性低地である。  (b) 地 質 : 地質については、更新世中期の高位Ⅱ段丘堆積物、主に未固結堆積物で碎屑物層を主とした地域である。  (c) 土地の安定性 : 文献調査では、計画地区に一部地核変動を起こしている所は見受けられるものの活断層等は直接見受けられず比較的安定していると思われる。  (d) 特筆すべき地形 : 計画地及びその周辺に特筆すべき地形はない。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(a) 植生の概要 : 三重県教育文化研究所発行の「自然のレッドデータブック・三重」によるとショウジョウバカマ、ササユリ、ヒツジグサアサマリンドウ等の分布が記載されている。計画地区と隣接する地区においては、ササユリの保存活動を行っている。地域一帯は、その殆どが人為的影響下におかれている代償植生であり、一部竹林及び雑木林が見受けられるものの、その殆どが水田及び畑地の雑草群落で占められている。  (b) 貴重な植物個体 : 文献調査では、計画地周辺において貴重な植物個体は分布していない。  (c) 貴重な植物群落 : 文献調査では、計画地周辺において貴重な植物群落は分布していない。</p> <p>c. 動 物</p> <p>(a) 動物の概要 : 三重県教育文化研究所発行の「自然のレッドデータブック・三重」によると、ベニイトトンボ、の分布が記載されている。「三重県自然環境情報図」、「三重県動植物分布図」によると、動物ではキツネ・タヌキ、アナグマ、ニホンザル、ニホンイノシシ、昆虫ではハルゼミ、カヤヒバリ等が生息していることが確認できる。  (b) 貴重な動物 : 文献調査では、計画区域内において貴重な動物は分布していない。</p> <p>d. 自然環境</p> <p>(a) 自然景観の概要 : 全体的な景観は、田園や丘陵地を中心とした自然的要素が大きい景観である。  (b) 貴重な自然環境 : 貴重な自然景観はない。</p>

④ 自然環境	<p>e. 史跡・名勝・天然記念物等</p> <p>(a) 史跡・名勝・天然記念物：計画地及びその近傍には、指定されているものはない。</p> <p>(b) 埋蔵文化財包蔵地：計画地区内には、茅広江地区に堀木遺跡がある。</p> <p>f. 野外リクリエーション他</p> <p>計画地区及び近傍にはない。</p>
--------	---

## (2) 社会的条件の現況

① 交通の現況	<p>a. 計画地周辺の主要道路及び公共交通機関は、近畿自動車道関・伊勢線、県道小片野・駅部田線がある。</p> <p>b. 主要道路の交通状況 近畿自動車道関・伊勢線は、名古屋・大阪を結ぶ主要道路で、日交通量は17,000台程あり、朝夕の時間帯及び道路工事に伴う混雑以外は交通網はスムーズである。</p>
② 土地利用の現況	計画地区の現況土地利用は、その殆どが水田で一部畑がある。
③ 水域利用の現況	計画地区は、櫛田川（1級河川）沿いに展開する農地であり、今回改修を予定している水路については用排兼用の土水路である。
④ 生活関連施設の現況	<p>a. 上・下水道の整備状況：上水道は、完備している。 下水道の整備については農業集落排水事業による整備を計画している。</p> <p>b. 廃棄物処理施設の整備状況：市内のリサイクル施設及び処理場で処理をしている。</p> <p>c. 学校・医療施設等の立地状況：計画地区周辺につばな保育所がある。</p>

### (3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

① 自然環境保全地域等の指定状況	自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況 a. 自然環境保全地域（地区）：指定された地域はない。 b. 自然公園地域（区域）：香肌峡県立指定公園に一部指定されている。 c. 鳥獣保護区：指定された地域はない。
② 土地利用の規制現況	都市計画法・農業地域振興法・森林法等の規制状況 a. 都市計画法：指定されている地域はない。 b. 農業地域振興法：農業振興地域、農用地区域に指定されている。 c. 森林法：指定されている地域はない。

### 3. 事業計画地の選定事由

#### 計画地区の概要及び目的（緊急性）

本計画地区の現状は、松阪市の南部、1級河川櫛田川沿いに広がる中山間地域である。市の平坦部においてはすでに面的整備が進み、農業機械の大型化、営農労力の省力化が進んでいるものの中  
 山間地域の面的整備は皆無に近い状況である。地区の道路網については、地区の周辺を県道小片野  
 ・駅部田線が縦走し、近畿自動車道関・伊勢線松阪インターチェンジにも15分程度で連絡でき中  
 京・関西市場へのアクセスは良好である。計画地区のほ場は、無秩序に存在する道水路により農地  
 も、不整形かつ狭小である。これに加え、農道の幅員不足による大型機械の進入阻害、水路が狭小  
 かつ用排兼用であり機能障害による用水不足、乾田化阻害、排水の停滞による環境悪化が生じてい  
 る。

また、後継者不足・兼業化が拍車をかけ、農業離れが進みつつあり、谷地田部分においては、耕  
 作放棄地の増大など将来の地域農業が危惧されている。しかし、今回県営中山間地域総合整備（生  
 産基盤型）事業を実施する事により、地域農業はもとより、農業・農村の持つ他面的機能を守る事  
 にもつながる。

また、今回整備することにより、生産組織の担い手作りが可能となり、地域の農業を守る体制が  
 確立することにより、地区周辺の生産者へ将来の農業経営のあり方を示す影響は大きく、他の中  
 山間地域の起爆剤としての波及効果は大きいものと考えられる。

#### 地域の設定

松阪市のほ場整備率は平成11年度末現在で49.8%と低く、特に中山間地域の整備は皆無に等  
 しい状況である。

今回計画した茅広江地区は、旧村による昔から地域間の交流があり、市民センター活動を中心に  
 地域づくりや各種趣味講座が開催され、農協（支所）の指導による営農面での一体性、営農組織設  
 立により両集落の営農を地域一体で行おうとするこれからのつながり等、生活・生産活動とも一体  
 的なつながりを有した中山間地域で、特に農業生産基盤整備に意欲のある旧茅広江村の広瀬町と茅  
 原町下の2集落を対象として地域の設定を行い、中山間地域のモデル地区として他地域の起爆剤と  
 したい。

以上の事より地域の設定を行った。

#### 4. 事業計画に対する環境配慮の内容

##### (1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点	
① エネルギーの有効利用に努めること  a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用	省エネルギー型の工事機器を積極的に使用する等エネルギーの有効利用に努める。
② 資源の有効利用に努めること  a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐材の活用	再生骨材の利用を図る。
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること  a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置	用水不足の区域があるため、地区内に貯水池を作り、パイプラインによる水の反復利用を計画し適切な水循環の確保及び適切な水利用を図る。
④ 廃棄物の適正処理に努めること  a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理	計画地区より発生するコンクリート・アスファルト残材については、リサイクル施設へ運搬し再利用する。 また、現況にある既存の石積の石を利用して、畦畔や排水路底に利用する等、農村景観に配慮した工法を取り入れます。
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること  a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護	[工事対策]  ① 施工にあたっては、地区周辺への影響を最小限にする使用する重機等は低騒音・低振動型を使用する。  ② 工事施工にあたっては、降雨時に濁水が流出しないよう濁水防止施設を設置し、濁水防止に努める。



(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
<p>① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p> <p>a 野生生物の育成・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林緑の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<p>① 貴重な野生動物等の分布はあるが、工事計画区域内においては認められない。 なお詳細設計を行う際、野生動物の確認が認められた場合下記のことにより配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渡版橋などにより、野生動物の移動性を確保する。</li> <li>2. 側溝等に転落した動物が脱出できるための斜路を設置する。</li> </ol> <p>② 現在地区周辺に自生している貴重種となっているササユリを地元自治会を中心として保存活動を行っている。また、詳細設計時に他の貴重な植物が確認された際には保護する。</p>	
<p>② 地形・地質等の改変の抑止に努めること</p> <p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあつては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあつては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあつては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域にあつては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<p>地形勾配を配慮した区画を計画します。</p>	

(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主 な 環 境 配 慮 の 視 点</p>	<p style="text-align: center;">講 じ よ う と す る 環 境 配 慮 の 内 容 又 は 方 針</p>
<p>① 現存する植生の保全と活用に努めること</p>	<p>計画地区内については、全域改変するため、現在の植生の保存は難しいが、希少な植物が発見されたときは、保護するよう努める。</p>
<p>② 緑化につとめること</p> <p style="margin-left: 20px;">a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置</p>	<p>ほ場内道路の法面の緑化に努めます。</p>
<p>③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること</p> <p style="margin-left: 20px;">a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和</p>	<p>現況にある既存の石積の石を利用した、畦畔及び排水路底に利用する等、農村景観に配慮した工法を取り入れます。</p>
<p>④ 親水空間等の整備・創出に努めること</p> <p style="margin-left: 20px;">a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出</p>	<p>該当事項なし</p>
<p>⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること</p> <p style="margin-left: 20px;">a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</p>	<p>計画地域には、遺跡図では確認できるが教育委員会に聞き取りした所、貴重なものはないとのことであるが、施工にあたっては試掘調査を行います。</p>
<p>⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること</p>	<p>該当事項なし</p>

(4) (1) から (3) の環境配慮内容のまとめ

( ま と め )

事業計画においては、次の配慮を行う

- ① 工事实施においては、降雨時に濁水を下流河川等に流さないように留意する。
- ② 工事实施において、希少な動植物が発見されたときは、保護するよう努める。
- ③ 工事实施において、埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。
- ④ 貴重な野生生物の分布はあるが工事区域内では認められない。

なお詳細設計を行う際、野生動物の確認が認められた場合下記のことを配慮する。

1. 渡版橋などにより、野生動物の移動性を確保する。

2. 側溝等に転落した動物が脱出できるための斜路を設置する。

- ⑤ 工事区域内では貴重な植物は認められないが、詳細設計時に貴重な植物が確認された際には、保護する。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を出来る限り低減させるものである。